

## 小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 平成26年11月27日(火) 午後7時00分～午後7時55分  
場所 小田原市役所 601会議室

2 出席した教育委員の氏名

- 1 番委員 吉 田 眞 理  
2 番委員 栢 沼 行 雄 (教育長)  
3 番委員 萩 原 美由紀 (教育委員長職務代理者)  
4 番委員 和 田 重 宏 (教育委員長)  
5 番委員 山 口 潤

3 説明等のため出席した教育委員会等職員の氏名

- |            |         |
|------------|---------|
| 教育部長       | 関 野 憲 司 |
| 教育部副部長     | 露 木 幹 也 |
| 教育部管理監     | 松 本 弘 二 |
| 教育総務課長     | 柏 木 敏 幸 |
| 保健給食課長     | 松 浦 仁   |
| 教育指導課長     | 市 川 嘉 裕 |
| 青少年課長      | 石 井 聡   |
| 指導・相談担当課長  | 鈴 木 一 彦 |
| 教育指導課副課長   | 吉 田 文 幸 |
| 教育指導課指導主事  | 宮 坂 宗 篤 |
| 教育指導課学事係長  | 田 村 直 美 |
| 教育指導課主任    | 渡 邊 法 子 |
| 教育指導課主事    | 古 我 祐 士 |
| 小田原市学区審議会長 | 木 村 秀 昭 |

(事務局)

- |           |         |
|-----------|---------|
| 教育総務課総務係長 | 濱 野 光 利 |
| 教育総務課主査   | 小 林 隆   |

4 報告事項

- (1) 小田原市学区審議会への諮問及び同審議会からの答申について (教育総務課)

5 議事日程

- 日程第1 議案第28号 学校教育法施行細則の一部を改正する規則について (教育指導課)

日程第2 報告第9号 事務の臨時代理の報告（平成26年12月補正予算）について  
（教育部・子ども青少年部）

## 6 報告事項

- (2)平成27年度公立幼稚園新入園児応募状況について (教育指導課)
- (3)小田原市いじめ防止基本方針の策定について (教育指導課)

## 7 その他

## 8 議事等の概要

- (1)委員長開会宣言
- (2)10月定例会の会議録承認…山口委員報告
- (3)会議録署名委員の決定…吉田委員、栢沼委員に決定
- (4)報告事項(1)小田原市学区審議会への諮問及び同審議会からの答申について (教育総務課)

教育総務課長…それでは、私から報告事項(1)「小田原市学区審議会への諮問及び同審議会からの答申について」の説明をさせていただきます。おそれ入りますが、資料1をご覧ください。

1ページ目は、諮問書の写しでございます。本諮問は、平成26年11月17日付け教指第87号により、学区審議会会長に対して行ったものでございまして、「成田45番地から48番地の通学区域の改正について」、「学校教育法施行細則の整備事項について」及び「軽微な通学区域の改正について」の3件を諮問いたしました。学区審議会は、諮問日と同日の11月17日に、1名を除く10名の委員の出席を得て開催いたしました。会長には本日お越しいただいております小田原市自治会総連合の木村秀昭会長が、副会長には文教大学の葉養正明教授が選出され、諮問いたしました3件につきまして、活発な議論とともに慎重な審議を重ねていただき、本日、その結果を取りまとめた答申書を受理いたしました。

2ページは、その写しでございます。答申の内容でございますが、「通学区域の改正の件」では、一団の開発区域にもかかわらず、通学区域が「豊川小学校・千代中学校」と「矢作小学校・鴨宮中学校」の二つに分かれている分譲住宅地を含む成田45～48番地につきまして、自治会の区域に合わせて通学区域を変更しようとするものでございまして、諮問どおり、「当該地域を「矢作小学校・鴨宮中学校」の通学区域にすることが適当である」との答申をいただきました。次に、「学校教育法施行細則の整備の件」では、通学区域を定める学校教育法施行細則別表への記載が漏れている、あるいは、誤った通学区域に設定されているといった住所等の整合を図るものでございまして、諮問どおり、

「学校教育法施行細則を改正することが適当である」との答申をいただきました。最後に、「軽微な通学区域の改正の件」では、一定規模以下の宅地開発による通学区域の変更等について、学区審議会の議を経ずに迅速に処理することができるようにするものでございまして、「子供や保護者の不安解消、負担軽減等を考慮し、適当である」との答申をいただきました。なお、本件に該当する変更を行う場合には、「子供、保護者、地域のいずれにも不利益が生じないよう、地域住民の意見を十分に聞き取ること」との附帯意見をいただいております。

続く3ページは、答申に別紙として添付されました「学区審議会の議を経ずに処理できる軽微な通学区域の改正」に係る具体的要件でございます。内容につきましては、大きく二つに分かれております。一つ目は、「通学区域を設定する場合」でございまして、「現に住宅が存在せず、学校教育法施行細則別表に設定されていない土地に、新たな住所等が付された場合」及び「教育委員会が保有する通学区域を示す図面から、設定すべき通学区域が明白な土地において、分合筆により新たに住所等が付された場合」となっております。若干の補足説明をさせていただきます。通学区域は、住所又は住居表示で指定をしております。この「住所又は住居表示」は、住宅が建って初めて付されるものでございまして、現に住宅が存在しない土地については住所が付されておられません。地番は付されておりますが、通学区域に定められておりません。そのような土地に新たに住宅が建ち、住所又は住居表示が付された場合に、学区審議会への諮問を省略して処理することができることとしたものでございます。二つ目は、「通学区域を変更する場合」でございまして、「複数の通学区域に掛かる開発行為により造成された宅地において、いずれかの通学区域を選択することにより、他の通学区域に設定された住所等を変更する場合」又は「既存の自治会の区域と通学区域との整合を図る場合」で、いずれも5軒程度の小規模なもので当事者や自治会の同意を得ている場合」となっております。こちらの1点目につきましても、若干補足説明をさせていただきます。1点目でございますが、例えば、通学区域の異なる二つの自治会にまたがる土地が一団で開発された場合において、住宅を建てた方の総意で「皆、同じ学校に通いたい」となった場合、自治会の区域を変更していただいた上で、希望する通学区域に設定することとなります。このうち、おおむね5軒以下の小規模な開発で、当事者と自治会の同意を得ている場合につきましては、学区審議会への諮問を省略して処理することができることとしたものでございます。教育委員会では、答申の結果を踏まえ、学校教育法施行細則別表の一部改正を行うとともに、今後、軽微な通学区域の改正につきましては、適宜適切な時期を捉え、慎重かつ迅速に対応してまいりたいと考えております。

以上で、報告事項(1)「小田原市学区審議会への諮問及び同審議会からの答申について」の報告を終わらせていただきます。

(質 疑)

山 口 委 員…一つは、学区が変わって、現在通学している児童・生徒がどういう扱いになるのでしょうか。例えば、来年ぐらいに卒業を迎えていた児童・生徒の場合はどうなるのかということと、別紙の通学区域の設定のところで、「自治会と同意をする」と書いてありますが、境目の時には、どちらの自治会と同意を得るのかということですね。建っている玄関とかの位置によって学区が変わる市町村もあると聞いています。自治会が分かれる場合、どちらの自治会に話をすればいいのか、そもそも二つに分かれているところなので、どうするのかお伺いしたいと思います。

教育総務課長…今回、お諮りいたしました成田45から48番地につきましては、まだ、お子様が小さいので、実際に就学しているわけではありません。今後、同じところで育って違う学校に行くのでは、コミュニティとしてうまくないということで、今回の処置をとらせていただきます。それから、2点目の自治会につきましては、関係する双方の自治会の同意を得ることになります。

山 口 委 員…わかりました。

(その他質疑・意見等なし)

和田委員長…以上で木村小田原市学区審議会長がご退席することになります。ありがとうございました。

(木村小田原市学区審議会長退席)

(5) 日程第1 議案第28号 学校教育法施行細則の一部を改正する規則について

(教育指導課)

提案理由説明…教育長、教育指導課長

栢沼教育長…それでは、議案第28号「学校教育法施行細則の一部を改正する規則について」を御説明申し上げます。これは、11月17日に開催しました小田原市学区審議会に諮問した事項につきまして、答申をいただきましたので、それを踏まえて改正をするものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

教育指導課長…それでは、私から日程第1議案第28号「学校教育法施行細則の一部を改正する規則について」、御説明させていただきます。今回の改正は、先ほど、報告事項(1)でご報告させていただきました、小田原市学区審議会の答申をふまえ、通学区域を変更するため改正するものでございます。資料は、左片止めのものになりまして、その10ページをご覧ください。

内容といたしましては、ひとつには、成田45番地から48番地の通学区域について、「豊川小学校、千代中学校」の通学区域から、「矢作小学校、鴨宮中学校」の通学区域に改正するものです。そのほか、学校教育法施行細則別表に記載された地番と実際の地番との間に差異が生じている箇所について、整備するため改正するものでございます。施行日は、平成27年4月1日といたしますが、この規則の施行の日において就学すべき小学校及び中学校の指定は、この規則の施行前においても、この規則の改正後の学校教育法施行細則別表の規定の例により行うことといたします。以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(質 疑)

和田委員長…たくさん番地が書いてありますが、改正の場所だけでなく、改正しない番地も書いてあるのは、どうしてですか。

教育指導課学事係長…改正の箇所は、下線を引いてあります。

和田委員長…ということは、他にもたくさん改正するところがあるということですね。

教育総務課長…こちらは、非常に見にくいのですが、改正前、改正後という同じ表を比較するような形になっています。1ページから4ページまでが改正後の別表でございます。5ページから9ページまでが改正前の別表になります。この中で下線を引いた部分が改正になっています。ということで、見比べていただくような資料になっています。

和田委員長…わかりました。例えば、新玉小学校の通学区域で言うと、「中町三丁目」というところの前に「15番4号」というところが、変わったということですね。

教育総務課長…そうですね。改正前はあったのですが、改正後はなくなりました。本来、指定しておくべきでなかったものが載っていたということです。

和田委員長…そういうふうを読むのですね。

教育総務課長…本来であれば、左右で見比べるのですが、表が大きいので、このような形になって、見にくくなって申し訳ございませんでした。

和田委員長…よくわかりました。

山 口 委 員…先ほどのことと関わるのですが、これから、通学区域の境界をまたがって開発される土地が増えると思うのですが、誰かが住んで、誰かが困るという連絡が

来てから変えるものなのか、いつも見張っていて住宅が建築されたら、そのたびに変わるものなのか、どちらなのでしょう。

教育指導課学事係長…住所が定まらないと決められないというところはあるのですが、土地の開発の情報というのは、開発審査課等と連携を取りまして、住宅が増えるようだという情報を知った場合、住所が確定した時に、別表に地番が載っていないことがありましたら、改正をさせていただくというものです。

山口委員…せっかく、同じ庁舎に所管課があるのだから、情報交換はしてほしいですね。  
教育総務課長…一団の土地を開発する場合については、開発審査課が所管になります。先ほども申しましたとおり、住宅が建たないと住所が付きません。建築指導課という住宅を担当する課がございまして、こちらと連携をしながら、新規の建物については、情報を確認しながら、こちらの方で積極的に修正していくことになります。今回、学区審議会に諮問をしなくても事務局で処理しても良いとのことになりましたので、そのような形で処理をさせていただきたいと思っております。

山口委員…連携が取れていれば、いいなと思いました。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(6) 日程第2 報告第9号 事務の臨時代理の報告(平成26年12月補正予算)について  
(教育部・子ども青少年部)

提案理由説明…教育長、教育部副部長

栢沼教育長…それでは、報告第9号「事務の臨時代理の報告(平成26年12月補正予算)について」を御説明申し上げます。市議会12月定例会に係る教育委員会関係の補正予算について、市長に対し原案のとおり同意する意見の申し出をいたしました。これは、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項に基づく付議事項でございますが、急施を要し、会議を開くことができなかつたため、同規則第4条第1項により、事務を臨時に代理させていただきました。ついては、同条第2項の規定より御報告するものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

教育部副部長…それでは、私から報告第9号「事務の臨時代理の報告(平成26年12月補正予算)について」細部説明をさせていただきます。

報告第9号に添付いたしました「平成26年12月補正予算要求概要」をご覧ください。平成26年12月補正予算につきましては、10月の教育委員会定例会において、皆様にご協議をさせていただいておりますが、改めて、その概

要を、教育部、子ども青少年部の順で、報告させていただきます。

まず、教育部にかかる部分でございますが、歳出を中心に報告させていただきます。資料の中程の歳出の、1段目、(項)教育総務費(目)事務局費の幼稚園教育推進経費、「私立幼稚園等就園奨励費補助金」でございますが、国の制度改正により、第2子以降への補助に対する所得制限が撤廃されるとともに、第2子の保育料が半額、第3子以降の保育料が無償化とされたことに伴い、私立幼稚園へ交付する補助金に不足が見込まれますことから、国庫補助金を財源に、3千495万7千円を増額するものでございます。なお、公立幼稚園におきましては、保育料を還付する方法で対応しておりますことから、歳入の1段目、(項)使用料(目)教育使用料を「公立幼稚園就園奨励費歳入還付」といたしまして、654万9千円を減額いたすものでございます。

次に、歳出の2段目、(項)小学校費(目)学校管理費の「学校給食調理委託料」でございますが、平成23年度に債務負担行為を設定した小学校5校につきまして3年間の契約期間が満了し、今年度末で債務負担行為が終了すること、平成27年度から新たに小学校1校で調理業務の委託を開始することを受けまして、平成29年度までの債務負担行為を設定するため、補正予算として計上するものでございます。なお、実際の業務は平成27年度以降に行われ、平成26年度中には支出は発生いたしませんので、今年度の補正予算額は0円となっております。平成27年度から平成29年度までの各年度における限度額及び合計の限度額につきましては、2ページに記載したとおりでございますので、後ほどご覧ください。

次に、歳出の3段目、(項)中学校費(目)教育振興費の中学校教育環境充実経費、「準要保護生徒援助費」でございますが、経済的な理由により就学困難と認められる生徒の保護者に対し、学用品費、学校給食費等の必要な援助を行うもので、当初、対象生徒数を841人で計上しておりましたところ、880人となる見込みでありますことから、377万円を増額するものでございます。

以上で、「事務の臨時代理の報告(平成26年12月補正予算)について」のうち、教育部にかかるものの説明を終わらせていただきます。

青少年課長…引き続きまして、子ども青少年部所管の12月補正予算につきまして、説明させていただきます。12月補正予算要求概要をご覧頂きたいと存じます。歳出下段の(項)5社会教育費、(目)8諸施設費の体験・交流学习経費、塔ノ峰青少年の家管理運営事業でございますが、塔ノ峰青少年の家につきましては、その管理と運営が教育委員会の権限に属しておりますが、子ども青少年部青少年課が補助執行を行っております。

市議会9月定例会において、小田原市塔ノ峰青少年の家条例を廃止する条例が可決され、塔ノ峰青少年の家は、今年度末で廃止することといたしましたが、施設の解体・撤去設計を行うに当たり、必要となる建築物のアスベスト等の含

有調査に係る経費191万円を計上したものでございます。

なお、本調査業務につきましては、調査に4ヶ月の期間を要することから、繰越明許費としております。

以上で報告第9号「事務の臨時代理の報告（平成26年12月補正予算）について」の説明を終らせていただきます。

(質 疑)

和田委員長…塔ノ峰青少年の家に関するアスベスト含有調査委託料は、アスベストだけの調査なのですか。

青少年課長…実質的には、アスベストとPCB、ダイオキシン等を調査対象としています。環境調査が必要な物質について調査するものでございます。

和田委員長…わかりました。

(その他質疑・意見等なし)

和田委員長…以上で、子ども青少年部が関連する議題は終了いたしましたので、関係の職員はご退席ください。

(子ども青少年部 退席)

(7) 報告事項(2) 平成27年度公立幼稚園新入園児応募状況について (教育指導課)  
教育指導課長…それでは、報告事項(2)「平成27年度公立幼稚園新入園児応募状況について」ご報告させていただきます。資料2をご覧ください。平成27年度公立幼稚園の4歳児定員は、全体で385名となっております。その内訳は、酒匂幼稚園が105名、東富水幼稚園、下中幼稚園及び矢作幼稚園が各70名、前羽幼稚園及び報徳幼稚園が各35名でございます。各園とも、去る11月1日及び2日の2日間で入園願書の受付を行いました。公立幼稚園6園が平成27年4月からスタートする「子ども・子育て支援新制度」の対象施設に移行するにあたり、通園区域を廃止し保護者の希望により通園施設を選択できるようにしたことから、通園区域外から合計13名の入園申込みがございました。その結果、通園区域内と区域外を合わせたCの入園申込者数の合計は、酒匂幼稚



園が46名、東富水幼稚園が40名、前羽幼稚園が8名、下中幼稚園が22名、矢作幼稚園が52名、報徳幼稚園が28名、計196名となりました。4歳児定員に対するCの入園申込者の割合は、50.9%、また、Aの総定員に対するEの平成27年度園児見込総数の割合は、総定員数に対する割合の欄のとおり53.8%となっております。なお、今後でございますが、各園とも定員に達していませんので、随時、追加申込みを受け付けることとなります。以上で、報告事項(2)「平成27年度公立幼稚園新入園児応募状況について」の説明を終わらせていただきます。

(質 疑)

萩原委員…酒匂幼稚園の総定員は210名となっておりますが、これは、毎年同じ人数を募集するものなのですか。

教育指導課副課長…210名というのは、年少、年長を合わせた総定員になります。募集につきましては、年少組なので、210名の半分の105名が募集人員となります。

吉田委員…今の質問に関係してくるのですが、他の幼稚園においては、4歳児定員自体が少ないと思うのですが、酒匂幼稚園は、規模が大きいけれども、定員充足率が低いということなので、定員を少し減らすという方針はないのでしょうか。

教育指導課副課長…この定員は、今のところ変更する予定はございませんが、平成27年4月から新制度がスタートいたします。定員につきましては、子ども子育て会議の中でもご意見等を伺うなどしながら適切な定員を見直し等を含めて、検討して参りたいと思っております。

萩原委員…申込者が旧通園区域外のところから13名の申込みがあったというのは、予想していた数字なのでしょう。もっと多いのかなと思っていたのですか、どうでしょうか。

教育指導課副課長…今回、通園区域を外した申請者の対応なのですが、ただ、通園に当たっては、これまでどおり、徒歩あるいは自転車での通園を原則とすること、通園バスの運行は考えていない中での募集でございました。したがってこの13名につきましては、概ね旧通園区域の周辺部あるいは、公共交通機関を利用して来られる方ですので、13名については、近隣の方になります。

吉田委員…酒匂幼稚園は、入園数について、平成24年度と比較して平成25年度がだいぶ増えているのですが、増えた要因が何か分かっていたら教えてください。

教育指導課副課長…明確な理由はないのですが、一般的に考えられるのは、その通園区域内にいるお子様の数が影響しているものと思われれます。

吉田委員…預かり保育を始められたのは、平成25年度の園児募集の前ではないですか。

教育総務課長…預かり保育につきましては、もっと前の平成19年度からになります。それが比較的、それまでは、午後4時までの預かり保育だったのですが、翌年、午後5時までに延長、ある程度周知が図られてきたというところもございます。今、副課長から申しあげましたとおり、地域内での子どもさんの数に影響しているのかなと思っております。吉田委員のご指摘のように預かり保育というところも魅力の一つとして増えた要素はないとは言い切れないと思っております。

吉田委員…意見としてなのですが、格段に増えた時に増えた要因を分析して、そちらを伸ばしていくというふうにすると、より園児数が伸びていくと思いますので、よろしく願いいたします。

教育総務課長…ありがとうございます。

和田委員長…新制度への移行期間でもあるので、手探りという状況だと思います。さきほど、園長先生方との意見交換も行いましたが、今後とも、移行期間中に、意見交換をやっていけたらいいと思います。よりいい幼児教育が実現するよう、やっていければと思います。

(その他質疑・意見等なし)

(8) 報告事項(3) 小田原市いじめ防止基本方針の策定について (教育指導課)

教育指導課長…報告事項(3)「小田原市いじめ防止基本方針の策定について」ご説明させていただきます。資料3-1をご覧ください。最下段になりますが、11月17日(月)に理事者協議を行いました。当初は政策会議を予定しておりましたが、それに代わるものとして理事者協議を行い、その後、関係所管並びに市長等の決裁を受けましたのでご報告させていただくものでございます。

資料3-1の1の基本方針の構成及び内容につきましては、前回までの報告内容から変更はございません。

次に資料3-2をご覧ください。これまで教育委員の皆さまからもご意見をいただき、基本方針を策定してまいりました。17ページをお開きください。2の「小田原市いじめ問題対策連絡会」と表記してございますが、前回までは、「いじめ問題対策連絡協議会」としておりましたものを変更させていただきました。前回からの資料の変更はこの1ヶ所のみでございます。

基本方針の内容につきましては、フローチャートを使用してお説明させていただきます。資料3-3をご覧ください。これは基本方針に記載してあります、市や学校が実施する施策・措置や重大事態への対処を図式化したものでございます。まず1の、「いじめの未然防止のための措置」では、学校に設置してございます「いじめ防止対策委員会等」が未然防止や早期発見に向けた取組みを

効果的に推進し、適切に対処をいたします。また、児童保護者へ取組み内容の周知を行うと共に評価や意見をいただきます。教育委員会は各校の対策委員会等に支援や指示および取組みの調査等を行います。併せて、教育指導課が所管いたします「小田原市いじめ問題対策連絡会」にて各校の取組み等の情報共有や協議を行い、学校へフィードバックしてまいります。構成員としましては学校へ関わる関係機関・団体の方々を予定しております。さらに、基本方針の改定等が必要な案件が生じた場合は、教育総務課が所管します「小田原市いじめ防止対策調査会」を開き、諮問し、調査研究の後、答申をいただくことといたします。こちらの構成は学校関係者に加え、弁護士や精神科医・学識経験者の方を予定しております。次に2の「いじめの早期発見・早期解決のための措置」としましては、児童生徒や保護者は学校、教育委員会、各種相談機関等の様々なチャンネルへ相談・通報等が可能な形にしてございます。学校は発見・認知・通報を受けた事案をいじめ防止対策委員会等を開き、迅速な情報共有、事実関係の聴取、指導支援体制、対応方針の決定や保護者との連携を図ります。また教育委員会は学校への支援・指示・調査等を行い、事案に応じては県教育委員会や警察署とも連携し対処します。次に、3の「重大事態への対処」につきましては、学校・教育委員会の調査に加え、教育総務課が所管します「小田原市いじめ防止対策調査会」を開き、調査を依頼します。調査にあたっては弁護士・精神科医・臨床心理士・学識経験者等5名を予定しております。調査後、教育委員会に報告いただいたものを、当該児童生徒・保護者、学校、市長に報告をいたします。ここで全てが明らかとなる予定ですが、もしも、この報告に不十分な点を市長が認められた場合は、人権・男女共同参画課が所管します「小田原市いじめ問題再調査会」を開き再調査を行う形になります。結果を市長に報告し、市長は議会への報告を行います。ここまでの、基本方針の中身でありまして、いじめ防止対策・調査体制概要として説明させていただきました。

次に資料3-4は、基本方針の策定に伴い関係各種団体や協議会、市民の方から頂いたご意見をまとめたものでございます。基本方針の公表と併せて公開する予定でございます。

また、次の資料3-5は、基本方針の関連法規となります「いじめ防止対策推進法」ですので参考にご覧ください。

改めて資料3-1へお戻りいただきご覧ください。中段2の「基本方針の施行日」ですが、平成27年4月1日としてございます。次に3の「今後のスケジュール」ですが、12月4日（木）には厚生文教常任委員会にて報告を行わせていただき、市議会3月定例会に条例や予算に係る関連議案を提出させていただきます。以上で小田原市いじめ防止基本方針の策定についての説明を終わらせていただきます。

(質 疑)

萩原委員…資料3-3のフローチャートの中で、「いじめ未然防止のための措置」の中で学校の中に「いじめ防止対策委員会等」とありますが、各学校の中に、こういう委員会が立ち上がっているということでしょうか。

教育指導課長…そのとおりでございます。名称は、さまざまですが、いじめ防止対策委員会であるとか生徒指導連絡会であるとか、様々な名称の組織がございますが、このような趣旨の組織が立ち上げられているということでございます。

萩原委員…実際、学校の中に、この人たちとコンタクトを取れる状態にどのようになっているのか、知りたいのですが。

教育指導課長…保護者の方がですか。

萩原委員…そうですね、保護者の方ですね。

教育指導課長…担任であれ、どの職員からも、すぐ連絡できるような体制が常にとられている状況でございます。

萩原委員…学校に意見箱など設置しているということでしょうか。

教育指導課長…そうしている学校もございます。

萩原委員…どうやって、確認しているのかがわからなかったので、質問しました。

教育指導課長…その点ではございますが、今は、未然防止、早期発見になっていますが、通常の実態等をサンプルでは、無いですけれども、このような形というモデルのようなものを作りまして、セットにしまして、学校の方には、例示をしていきたいと考えています。これから、作成させていただきますが、このような形で取り組んでいる実態を含めまして、例示を作り、提示させていただきたいと思っております。

教育部長…ただいま、萩原委員からご質問がありました件ですが、この小田原市のいじめ防止基本方針とは別に、学校では、すでに学校のいじめ防止基本方針が、作られておりまして、それに基づいて、いわゆる補足の部分につきましては、アンケートであるとか、職員の定期的な会議であるとか、サインを見落とさないようにする仕組みが、それぞれの学校の基本方針のもとで行われています。今、教育指導課長が申しましたが、その辺のところは、普段どうしているのかが見えるような形で整理をして実効性を保てるようにしていきたいと思っております。

萩原委員…問題がおこらず、なるべく使われないのが望ましいですね。

和田委員長…私は、立場上、県からも相談を受けているのですが、その中でよく言われることがいじめの認知は、教師の力量によって差があると言われるのです。これを予防できないかと思っております。結構、担任どまりで処理をされてしまうとのことなのです。それがちゃんと教育委員会につながらない、こういうことの悩み苦情が結構寄せられるのです。これが、一つ。

もう一つは、被害にあったお子さんの親が学校にいったときに訴えると、時

間的な経過を見ると、おたくのお子さんだって過去には、やっていたのですよ、という言い方で、目の前に起こっていることを、不問にさせられてしまうという、このことについての処理をなんらかの形がカバーされていないと、なかなか難しいと思います。予防のところを見れば、ともかく訴えに対しては、全部上げるということになっているのにも関わらず、担任どまりで止まってしまうという、個人の差によって現場でおこっている。これは、難しい問題ではないかと思うのです。資料をせっかく作ってもらったので、そこまでは、カバーしきれない問題というものが、どんな決まりを作っても、永遠残ってしまいます。残るのは、教師への指導、それしかないだろうと思うのです。そのあたりが、学校単位でお任せでやられているのか、委員会がしっかり、カリキュラムを組んで、一個人個人の先生達に対する指導の取組みが行われるのか。そのあたりのところを少し、聞きたいのです。

教育指導課長…今、委員長がおっしゃられた点ですが、校内では「いじめ防止委員会等」が計画的に指導を進める中で、徹底するようなことを指導しております。委員長がおっしゃった部分もあろうかと思いますが、それにつきましては、これから開かせていただきます連絡会で情報を伺いながら、そのところでも議論をしていただきながら、学校に戻していく作業をしたいと思っております。これまでも、年に一度ですが、いじめへの取組の調査をさせていただいております、どの程度アンケート調査をしていますかとか、認知された時にどういう対応されましたかとか、どういう指導されましたかの調査をさせていただいているところがございますので、調査と並行して、その回答によって、こちらかの指導も入れさせていただいておりますので、現状は対応させていただいております。今後も連絡会を活用させていただく中で、今委員長がおっしゃられたようなことを少しずつ改善できればと、考えております。

和田委員長…付け加えて言わせてもらいますと、世代によって、相当感覚が鈍くなっていて、市内でもあったのですが、何年間も続いていた案件があって、隣の担任が気付かなかったことがありました。我々のような世代の人間に言わせると、責任逃れの方便ではないかと、気付かなかったというのは。そういうとられ方を我々世代の人間はしがちですけれども、もうひとつ、本当に気が付かないという、本当に鈍くなっている現実があるのではないかと思うのです。その辺も考慮して、きちんと指導徹底をしてほしいと思います。

萩原委員…先生が相談を受けた時に、これは、いじめではないねと思ってしまったら、そこで話が終わってしまうのです。良くある話なので、そういうことも取り上げてくださるといいと思います。

和田委員長…そういうことですよ。今後、お願いしたいと思います。

吉田委員…先生方への指導というお話だったと思うのですが、基本方針の10ページ(4)の二つ目の丸の2行目、「児童・生徒、保護者の苦しみや辛さを受け止め」のようなことは、研修なり、トレーニングを必要とする対話の技術とか、私は相

談援助技術の授業を受け持っているのですが、そういうことが先生に必要なのではないかと思うのですが、先生方にそういう研修をされる予定はありますでしょうか。

教育指導課長…全員の先生を一度に研修を行うのは、難しいと思いますが、担当者でありますとか、人権の担当者でありますとか、そういう職員に対して、学校代表ということで研修をさせていただいているところがございます。校内の研修の中でも、そういった研修を広めていただく場を設定しまして、中学校の場合は、スクールカウンセラーが配置されていますので、スクールカウンセラーが事例を使いながら研修を深めていく形を取らせていただいているところです。

吉田委員…分かりました。研修の質、内容がとても大切だと思いますので、よろしくお願いいたします。

和田委員長…これは、現場に任せてしまうよりも、こういう内容の研修をやったという、報告があってもいいと思います。

吉田委員…市全体の研修計画とか、先生方は、いろんな研修を受けていらっしゃるのでしょうけれども、いじめが重大な事項になっているので、いじめに関する研修体系とか必要な研修を必ず受けるとか、そういうことは、やはり必要になってくるのではないかと思います。

教育指導課長…参考にさせていただきながら進めさせていただきたいと思います。

吉田委員…基本方針10ページ(3)二つ目の丸ですが、「定期的なアンケート調査」ということですが、アンケート調査の内容というのは、決まっているものはないのでしょうか。

教育指導課長…県教育委員会等がモデルで作っている例もございますし、これまで学校が作ってきたものもございますので、それをアレンジをしながら、各学校はそれぞれいじめ防止基本方針を昨年度策定いたしましたので、リニューアルしたり、それらを教育指導課で集約する中で、こういう点を付け加えた方がよい等の話ができるようになると思います。そのあたりは、常にブラッシュアップをしながら取り組みたいと思います。

吉田委員…「定期的な」とありますが、どれくらいの間隔で実施するのか、目安は出しているのでしょうか。

教育指導課長…目安は出しておりませんが、一番少ない学校でも年2回実施しておりまして、通常、3回から4回実施しています。そのあたりも調査で聞き取りながら、昨年度3回やられていたので、今年度は、何回やりますかなどと言えることはありませんので、確認をさせていただきながら、ある程度の数まで来ているのが現状ですね。

吉田委員…アンケート調査の結果は、公表されるのでしょうか。

教育指導課長…基本的に公表されていないのですが、私どもといたしましては、いつでもお示しできるような状況には、させていただきます。

吉田委員…基本的に常にどこかに公表するという考え方はありますか。

教育指導課長…現状では、そこまで、考え方を議論していません。今後、検討していきたい  
と思います。

吉田委員…公表するときのメリット、デメリットはあるかと思うのですが、なるべく公表  
がいいと思います。しかし、公表した後にいろいろな影響があることも考えら  
れると思いますので、よく検討してください。

教育指導課長…ありがとうございます。

山口委員…何かあった時に、これを見ると、ひとつは、「学校の中のいじめ防止対策委員  
会」が動くのですが、市の「いじめ防止対策調査会」というのは、また別にあ  
って、重大事案に対応するとあるのですが、委員に弁護士、精神科医等と書いて  
あるのですが、これらが組織されると書いてあるのですが、今のうちに根回  
ししておかないと何か起こって急に誰かを出してくださいと言っても、多分間  
に合わないと思いますので、早めから何かあった時には、委員になってもらう  
方に声掛けをしておいた方が良くと思います。例えば、このエリアでは、児童  
精神科医がいないのです。だから早めに会合できるように準備をしておいた方  
がいいと思います。

教育指導課長…承知いたしました。準備しておきます。

(その他質疑・意見等なし)

#### (9) その他

和田委員長…今回のいじめ防止基本方針の6ページに、「市が実施する施策・措置」のとこ  
ろに「いじめ問題は社会全体の課題であるという意識を、子供に関わる全ての  
大人たちが共有できるよう、あらゆる機会を通じて広報します。」とありまし  
て、有志が集まりまして、実行委員会形式で「ハッピーバースデー」というい  
じめと虐待をテーマにした朗読劇をやることになっております。ぜひ、本市の  
児童・生徒に情報を提供させてもらい、先日は、教育長の助言で、自治会にも  
全戸、回覧板を回してもらえらることになりました。この朗読劇は、有料な  
のですが、利益はすべて、神奈川こども未来ファンドに寄付することになっていま  
す。今関わっている実行委員もすべて手弁当でやっておりますので、ぜひとも  
ここにいらっしゃる方々もですね、啓発事業ですので、ご協力いただけるとあ  
りがたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

#### (10) 委員長閉会宣言

平成26年12月18日

委 員 長

署名委員（吉田委員）

署名委員（栢沼委員）